

報告第4号

専決処分について報告の件（その4）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年5月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

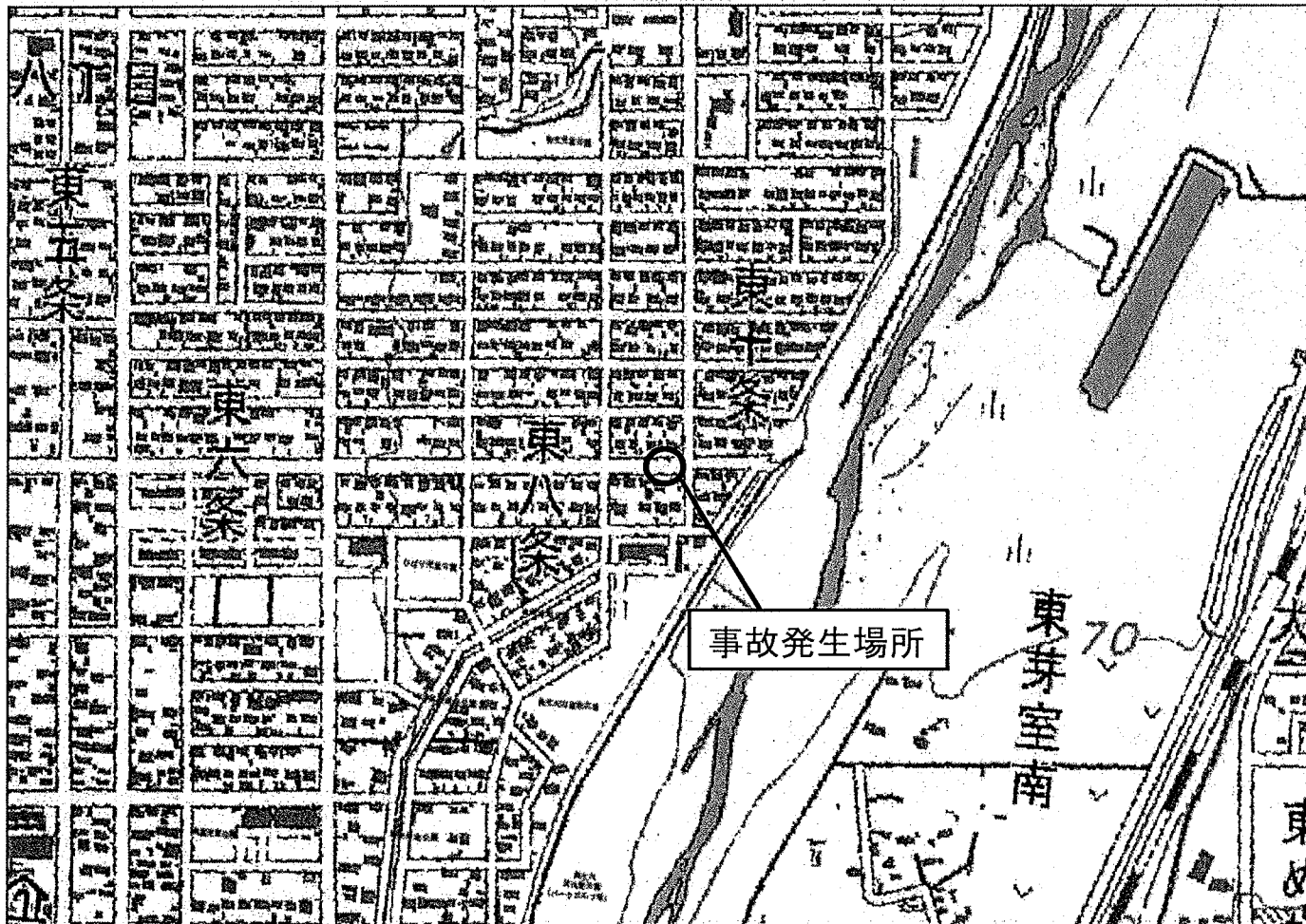
- 1 損害賠償の額 117,966円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地  
東日本電信電話株式会社北海道事業部  
設備部長 青柳 雄二

平成30年4月6日 専決処分

説 明

平成30年2月21日午後1時頃、町道六丁目通を東から西にかけて排雪作業中、除雪車両前方が電柱支線に接触し、破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

